

# 記入例

## 就労証明書

ご担当者様が証明書を作成した日付を記入してください

宛

証明日 西暦 2023 年 8 月 1 日

### 【就労証明書の依頼先】

- ◎会社員・パートなど雇用契約で就労中の方 → 勤務先(就労状況を証明できる方)
- ◎個人事業主、個人農業者、業務委託契約で就労中の方 → 事業主本人 + 本人が事業(農業)を行っている状況を客観的に確認できること(※)

〇〇株式会社

木田 太郎

太田市浜町〇番×号

0276 - ×× - ××××

担当者名 木田 太郎

記載者連絡先 090 - ×××× - ××××

### 【証明(記入・入力)される方へ】

- ・記入する場合はボールペンを使用してください(フリクション不可)
- ・修正には修正テープを使用せず二重線で修正してください
- ・記載内容について電話等で照会させていただく場合があります

変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

### 記載欄

業・砂利採取業 □建設業 □製造業 □電気・ガス・熱供給・水道業

□情報通信業 □運輸業・郵便業 卸売業・小売業 □金融業・保険業 □不動産業・物品賃貸業

□学術研究・専門・技術サービス業 □宿 無期:雇用開始日(入社日)のみ記入 療・福祉

□教育・学習支援業 □複合サービス事業 有期:雇用開始日から終了日までの雇用期間を記入

No.4 右上に記入した事業所と異なる場合のみ記入してください

オオタ ハナコ

木田 花子

生年

1990 年 1 月 1 日

3 雇用(予定)期間等 □無期 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2018 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日

4 本人就労先事業所 名称 〇〇株式会社 浜町支店

住所 太田市浜町××番△△号

5 雇用の形態 □正社員 パート・アルバイト □派遣社員 □契約社員 □会計年度任用職員 □非常勤・臨時職員 □役員 □自営業主 □自営業専従者 □家族従業者 □内職 □業務委託 □その他 ( )

6 就労時間 (固定就労の場合) 月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)

一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 7 日

平日 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 休憩時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)

No.6 雇用形態に合わせていずれか該当する方に記入してください

合計時間 月間 週間 160 時間 分 (うち休憩時間 分)

就労日数 月間 週間 20 日

主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)

2023 年 2 月 年月 2023 年 12 月

8 産前・産後休業の取得 取得予定 取得中 取得済み 期間 160 時間/日 17 日/日 136 時間/日

No.8 取得済みの場合は記入不要です

9 育児休業の取得 取得予定 取得中 取得済み 期間 2023 年 6 月 27 日 ~ 2024 年 4 月 30 日

10 産休・育休以外の休業の取得 取得予定 取得中 取得済み 理由 □介護休業 □病休 □その他 ( )

11 復職(予定)年月日 復職予定 復職済み 2024 年 5 月 1 日

No.7 就労実績は任意でご記入いただくところです。ご記入いただく場合、育児休業等により就労実績がない場合は取得前の(取得月を除いた)就労実績を記入してください。

### (※)事業(農業)を行っている状況を客観的に確認できることとは

原則、税務署に提出している確定申告書を太田市で調査し、営業(農業)所得の有無を確認します。提出する書類はありません。

ただし以下のような理由で太田市で確定申告書の内容が確認できない場合は「事業(農業)を行っていることの確認ができる書類」のコピーを提出していただきます。

- 開業して間もなく、まだ一度も営業(農業)所得の含まれる確定申告書を提出していない場合
- 市外から転入し、まだ太田市で市民税が課税されていない場合
- 確定申告書の提出後、2~3か月以内に申し込む場合
- 館林税務署以外の税務署へ確定申告書を提出している場合

### 【事業(農業)を行っていることの確認ができる書類】

- ・営業(農業)所得の含まれる直近の確定申告書の「控え」の写し もしくは 税務署または県税事務所へ提出した「開業届」の写し
- ・上記がない場合、「帳簿」や「業務委託契約書」の写しなどの事業の売り上げを確認できる書類(農業の方は、「出荷伝票」や「納品書」などの農業の売り上げを確認できる書類)

児童名

園名

認定者番号